

株式分割に関する基準日設定公告

令和元年 6 月 14 日

株主各位

福岡県福岡市博多区上呉服町 10 番 10 号  
株式会社テノ、ホールディングス  
代表取締役 池内 比呂子

当社は、令和元年 5 月 14 日開催の取締役会において、令和元年 7 月 1 日付をもって普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議しました。つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を令和元年 6 月 30 日（同日は株主名簿管理人の休業日のため、実質的には令和元年 6 月 28 日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、令和元年 8 月中旬にお届出住所に お送りする予定です。
2. 令和元年 7 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。